

令和 6 年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第一号研修・第二号研修）

における一部履修免除申請書

たんの吸引等研修の課程については、当該たんの吸引等研修以外のたんの吸引等に関する研修等の受講履歴を勘案し、相当の水準に達していると認められる場合には、当該たんの吸引等研修の一部を履修したものと扱うことになります。

下記の事項について対象となる場合は、**該当欄**に○を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。

該当	第一号研修および第二号研修の一部科目免除対象となる事項	履修免除の範囲
申込コース：（１）一号研修 及び （２）二号研修		
	1. 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者	基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
申込コース：（３）特定行為の追加コース（実地研修のみ）		
	2. すでに認定特定行為業務従事者として業務に就いている者、または過去にたんの吸引等研修（第二号研修）修了している者で、修了していない特定行為について追加で修了を希望する者	実地研修において修了した行為
申込コース：（４）科目免除コース		
	3. 介護職員によるたんの吸引等研修事業（第一号・第二号研修）基本研修（講義・演習）修了者で、行為が必要な対象者がいない等の理由で実地研修を行えなかった者で特定行為の実地研修修了を希望する者 ※修了していない特定行為（実地研修）を修了するコースです。	・基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（左記研修において実地研修を修了した行為に限る）
	4. 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者 ※修了していない特定行為（実地研修）を修了するコースです。	
	5. 介護福祉士養成施設及び福祉系高等学校及び介護福祉士実務者研修において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者	基本研修（講義）及び基本研修（演習）

※一部履修免除を申請をする場合は、上記を証する修了証書等の写し又は単位履修証明書
書の提出が必要です。

※上記 2 については、「喀痰吸引等研修修了証明書」の写しのほか、「〔様式 4-2〕認定特定行為業務従事証明書」が必要です。

上記のとおり、一部履修免除を申請します。

受講申込者名 _____ 印